

10月から児童扶養手当の額が変わります

平成15年10月から物価スライドにより

手当額が変更されます

児童1人の場合	全部支給（月額）	一部支給（月額）
H15. 9まで	42,370円	42,360円～10,000円
H15. 10から	42,000円	41,990円～ 9,910円

一部支給は所得に応じて10円きざみの額です。
具体的には次の算式により計算します。

H15. 9まで

※1 ※2

$$\text{手当額} = 42,360\text{円} - \frac{(\text{受給者の所得額} - \text{所得制限限度額})}{10\text{円未満四捨五入}} \times 0.0187052$$

H15. 10から

※1 ※2

$$\text{手当額} = 41,990\text{円} - \frac{(\text{受給者の所得額} - \text{所得制限限度額})}{10\text{円未満四捨五入}} \times 0.0185434$$

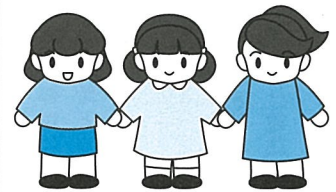
※1 収入から給与所得控除等の控除を行い
養育費の8割相当額を加算した額です。

※2 扶養親族等の数に応じた全部支給の所得制限限度額です。

(注) 第2子については月額5,000円、第3子以降については、1人につき月額3,000円が加算されます。

次の表は上記の算式を使って計算した扶養親族が1人の場合（母と子ども1人の世帯）の手当額の例です。

所得額（年額）	H15. 9までの手当額（年額）	H15. 10からの手当額（年額）
57万円	42,360円	41,990円
100万円	34,320円	34,020円
130万円	28,710円	28,450円
160万円	23,090円	22,890円
190万円	17,480円	17,330円
220万円	11,870円	11,760円



※ 手当支給開始から起算して5年または、支給要件に該当したときから起算して7年を経過したときは、手当の一部が減額されます。ただし、平成15年4月1日において認定を受けている方は平成15年4月1日が（3歳未満の児童を監護する受給者については、対象児童が3歳に達した月の翌月が）起算日となります。

問合せ 保健福祉課福祉係 ☎1211 内線1731・1732

身体障害者補助犬 育成及び給付事業について

県では、県内に1年以上居住する満18歳以上の在宅の身体障害者で、身体障害者補助犬育成及び給付事業の給付要件に該当する方を対象に聴導犬・介助犬・盲導犬を給付します。

主な給付要件

- ①盲導犬・・・視覚障害1級の身体障害者手帳所持者
介助犬・・・肢体不自由2級以上の身体障害者手帳所持者
聴導犬・・・聴覚障害2級の身体障害者手帳所持者
- ②本人等の前年分所得税額に対して制限があります。
- ③その他

問合せ 保健福祉課福祉係

☎1211 内線1731・1732

2003年漁業センサス 実施のお知らせ



漁業センサスは、わが国漁業の実態を明らかにするため、5年ごとに実施する大規模な調査です。

今回は平成15年11月1日現在で、漁業を営む漁家や会社などを対象にして全国一斉に実施します。

調査員が訪問して調査した内容は、統計資料を作成するためだけに使用されます。ご理解とご協力をお願いします。

千葉県(光町)・農林水産省